

奈良市公報

第 3 6 1 号

(平成30年8月前半分)

平成30年9月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

告 示

- 奈良市営住宅等空家入居者の募集……………1
 - 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定……………1
 - 予防接種の実施の一部改正……………1
 - 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定……………1
 - 放置自転車等の処分……………2
 - 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定……………2
 - 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（3件）……………2
 - 障害者総合支援法に規定する指定自立支援医療機関の指定（2件）……………3
 - 差押解除通知書の公示送達……………3
 - 差押調書の公示送達……………4
 - 住居番号の設定……………4
 - 放置自転車等の保管（3件）……………4
 - 開発行為に関する工事の完了……………5
 - 奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱……………5
 - 放置自転車等の保管（2件）……………6
 - 開発行為に関する工事の完了（2件）……………6
 - 奈良市エンゼルサポート事業実施要綱……………6
 - 奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱……………11
- ### 監 査
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………16

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………18
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定……………18
- 下水道事業受益者負担金の賦課対象区域……………18
- 地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部を改正する規程……………19
- 財産貸付料金設定規程を廃止する規程……………19

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………19

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集……………19

告 示

奈良市告示第463号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集します。
平成30年8月1日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成30年8月1日揭示済)

奈良市告示第464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年8月1日

奈良市長 仲川元庸

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名
平成30年8月1日	キリン堂薬局 北あやめ池店	奈良市あやめ池北一丁目 32番21-A202号	株式会社 キリン堂 代表取締役 寺西 豊彦

(平成30年8月1日揭示済)

奈良市告示第465号

平成30年奈良市告示第205号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成30年8月1日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成30年8月1日揭示済)

奈良市告示第466号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第46条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者を指定しましたので、同法第78条第1号及び第85条第1号の規定により公示します。

平成30年8月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970107971	奈良市宝来三丁目 16番4号2階	訪問介護ステーション 佐保の里	奈良市佐保台二丁目 902番地の241	株式会社ライフアート コミュニティ	平成30年 8月1日
2970107963	奈良市瓦堂町22- 1 サンコーポ瓦 堂211	クライムハイケア居宅 支援事業所	奈良県天理市川原城町 374-5	合同会社クライムハイ カンパニー	平成30年 8月1日

(平成30年8月1日揭示済)

奈良市告示第467号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年8月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1

1 指定年月日 平成30年8月1日

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成30年8月2日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年1月9日、同月12日、同月14日、同月16日、同月18日、同月22日、同月25日及び同月29日

(平成30年8月2日揭示済)

奈良市告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年8月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102850	NPO法人 くれよんの 里	630-0246	奈良県生駒市西松ヶ丘7番33号	くれよんの 里	630-1242	奈良県奈良市大柳生町1554番地	就労継続支援 B型
2910102793	特定非営利 活動法人あ ず	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目5番53号	りべるて	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7番1号	自立訓練（生 活訓練） 就労継続支援 B型
2910102785	株式会社セ ルポート	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目266番地の1 三和大宮ビル401号	セルポート	630-8115	奈良県奈良市大宮町四丁目266番地の1 三和大宮ビル401号	就労継続支援 B型
2910102843	医療法人拓 生会奈良西 部病院	631-0061	奈良市三碓町2143番地の1	医療法人拓 生会奈良西 部病院	631-0061	奈良市三碓町2143番地の1	短期入所

(平成30年8月2日揭示済)

奈良市告示第469号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成30年8月2日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 7月31日	向井 克容	医療法人康仁会 西の京病院	奈良市六条町102番地の1	整形外科 (肢体不自由)

(平成30年8月2日揭示済)

身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成30年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第470号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 7月31日	村瀬 永子	独立行政法人国立病院機構 奈良医療センター	奈良市七条二丁目789番地	神経内科 (肢体不自由)

(平成30年8月2日揭示済)

身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成30年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第471号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成30年 7月31日	川添 哲央	奈良リハビリテーション病院	奈良市石木町800番地	脳神経外科 リハビリテーション科 (肢体不自由)

(平成30年8月2日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第472号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する 医療の種類	主として担当 する医師
平成30年 8月1日	医療法人吉本医院	奈良市大宮町 六丁目5番地の5	医療法人吉本医院 理事長 吉本 宗平	腎臓に関する 医療	吉本 宗平

(平成30年8月2日揭示済)

指定自立支援医療機関として下記のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき告示します。

平成30年8月2日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第473号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する

指定年月日	医療機関名	所在地	開設者氏名	担当する 医療の種類	主として担当 する医師
平成30年 8月1日	奈良県総合 医療センター	奈良市七条西町 二丁目897番地の5	地方独立行政法人 奈良県立病院機構 理事長 上田 裕一	整形外科に 関する医療	磯本 慎二

(平成30年8月2日揭示済)

づく差押解除通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

奈良市告示第474号

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第80条の規定に基

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押解除通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年8月3日揭示済)

奈良市告示第475号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年8月3日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年8月3日揭示済)

奈良市告示第476号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第4項の規定により告示します。

平成30年8月3日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成30年8月3日揭示済)

奈良市告示第477号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年8月3日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成30年8月6日揭示済)

奈良市告示第478号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年8月6日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年8月6日揭示済)

奈良市告示第479号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年8月9日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年8月9日揭示済)

奈良市告示第480号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年8月9日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年6月11日 奈良市指令整開 第18A-8号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年8月9日 第1646号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市大森西町172番1(31街区1画地)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市西大寺国見町一丁目4番1-1号

大和ハウス工業株式会社 奈良支店

支店長 井上 富重

(平成30年8月9日揭示済)

奈良市告示第481号

奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年8月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、2歳児の保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備するため、保育を必要とする2歳児を定期的に預かる市内の私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)に対し、予算の範囲内で私立幼稚園2歳児受入推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、一時預かり事業の実施について(平成27年7月17日付27文科初第238号、雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。)別紙4(3)に規定する一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)とする。

(実施施設)

第3条 補助対象事業を実施することができる施設は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項の規定による認可を受けて、本市に設置する幼稚園とする。

(対象児童)

第4条 補助対象事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、国通知別紙4(3)③に規定する対象児童で、本市に住所を有するものとする。

2 満3歳の誕生日を迎える時点で対象児童が補助対象事業を利用しており、当該児童に関し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていない場合は、満3歳の誕生日を迎える年度の末日まで対象児童とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該年度における補助対象事業に要する人件費、光熱水費、保育材料費その他事業の実施に必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額から補助対象事業の実施に伴い生じる利用料その他の収入の額を控除した額と補助基準額(子ども・子育て支援交付金交付要綱(平成28年7月20日付府子本第474号内閣総理大臣通知)別紙の表一時預かり事業の項1(3)に定める額をいう。)を比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- 1) 事業計画書
- 2) 収支予算書
- 3) 前年度決算書
- 4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(指示及び検査)

第9条 市長は、前条の規定による通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- 1) 収支決算書
- 2) その他市長が必要と認める書類

(帳簿等の保管等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成30年8月9日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成30年8月9日揭示済)

奈良市告示第482号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月10日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年8月10日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年8月10日揭示済)

奈良市告示第483号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月13日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年8月12日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成30年8月13日揭示済)

奈良市告示第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年8月15日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年4月16日 奈良市指令整開 第17A-54号

平成30年8月2日 奈良市指令整開

第17A-54-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年8月15日 第1647号

公共施設 平成30年8月15日 第797号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町27番1の一部及び27番2

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西城戸町1番地の4

株式会社八州エイジェント 代表取締役 河合 浩

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市法華寺町27番1の一部及び27番2の一部

(平成30年8月15日揭示済)

奈良市告示第485号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年8月15日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年6月12日 奈良市指令整開 第18A-6号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年8月15日 第1648号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路四丁目48番1及び50番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市四条大路五丁目1番58号

中西 正昭

(平成30年8月15日揭示済)

奈良市告示第486号

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱を次のように定める。

平成30年8月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市エンゼルサポート事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第6条の3第5項に基づく養育支援訪問事業として、

様々な理由により子の養育に関する支援が特に必要と認められる保護者に対し、その居宅において育児、家事等

(以下「家事等」という。)に関する援助を行う者(以下「ヘルパー」という。)を派遣する奈良市エンゼルサポート事業(以下「事業」という。)を実施することにより、家庭における子の養育負担を軽減し、もって安定した子の養育を図ることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 市は、適切な事業の運営が確保できると認められる事業者(以下「受託事業者」という。)に事業の全部又は一部を委託することができる。

(対象家庭)

第3条 事業を利用できる家庭(以下「対象家庭」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす家庭で、家事等の支援が必要であると市長が認めるものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 同居人、親族若しくは知人からの支援又はその他の子育てサービスの利用が困難な家庭であること。
- (3) 次のいずれかに該当する家庭であること。

ア 出産、子育てに対して不安、孤立感等を抱え、家事等が困難な妊婦のいる家庭

イ 小学校就学前の子を養育する保護者(里親を含む。以下同じ。)のいる家庭であり、次のいずれかに該当するものであること。

- (ア) 養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間において、子育てに対して不安、孤立感等を抱え、家事等が困難な家庭
- (イ) 家事等が困難で、かつ、児童虐待のおそれがある家庭
- (ウ) その他市長が特に子の養育の支援の必要があると認める家庭

(事業の内容)

第4条 事業は、次に掲げる家事等に関する支援の全部又は一部を行うものとする。

- (1) 食事の準備及び後片付け
- (2) 住居の掃除又は整理整頓
- (3) 被服の洗濯
- (4) 生活必需品の買物
- (5) 調乳、授乳、おむつ交換及び沐浴の補助
- (6) その他市長が必要と認める支援

2 前項各号の支援は、対象家庭の居宅において子の保護者の在宅時に行うものとする。

(派遣の時間等)

第5条 事業を実施できる時間帯は、午前8時から午後6時までの間(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)とする。

2 事業は、1時間を単位とし、1回当たりの派遣時間は2時間以内、1日当たりの派遣回数は2回以内、1週間当たりの派遣日数は3日以内とする。

3 産前に事業を利用する家庭への事業の実施期間及び上限時間数は、母子健康手帳の交付を受けた日から出産日までの間に20時間以内とする。

4 産後に事業を利用する家庭への事業の実施期間及び上

限時間数は、子の誕生日から子が1歳に到達する日までの間に60時間以内、子が1歳に到達した日から小学校就学の始期に達するまでの間に40時間以内とする。

5 前3項に規定する派遣時間は、対象家庭の居宅を訪問してから退出するまでの時間とする。

(ヘルパーの要件)

第6条 ヘルパーは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修修了者又はそれに準じた資格を有する者
- (2) 心身ともに健全であること。
- (3) 児童福祉に理解と熱意を有すること。
- (4) 家事等に関する援助を適切に実行する能力を有すること。
- (5) 各機関と連携し、対象家庭の子の安定した養育に寄与できる者であること。

(利用申請)

第7条 事業を利用しようとする対象家庭の保護者(以下「申請者」という。)は、奈良市エンゼルサポート事業利用申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)により市長に申請しなければならない。

2 申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 生活保護世帯 生活保護証明書
- (2) 当該年度分(4月から6月までの間の利用にあっては、前年度分)の市区町村民税非課税世帯 非課税証明書
- (3) ひとり親世帯(奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)の規定による助成を受けている世帯又はそれに準じる世帯をいう。以下同じ。) 児童扶養手当証明書、ひとり親家庭等医療費受給資格証又は戸籍謄本及び住民票の写し
- (4) 多子世帯(申請者の子(妊娠中の場合は当該胎児も含む。)で、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を3人以上養育している世帯をいう。以下同じ。) 世帯全員の住民票の写し、妊娠中の場合は母子手帳の写し

3 前項の規定にかかわらず、申請者の同意の上で同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条の申請を受けた場合は、受託事業者による申請者の居宅への家庭訪問等により、その世帯の状況を調査し、速やかに奈良市エンゼルサポート事業利用承認(不承認)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の策定等)

第9条 受託事業者は、前条の規定により市長が事業の利用を承認した者(以下「利用者」という。)について、その心身状況及び生活状況を総合的に勘案し、支援する

家事等の内容、回数、日時等を記載した奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報告書（別記第3号様式。次項において「計画書兼報告書」という。）を作成し、利用者との間で支援の内容等を調整するものとする。

2 受託事業者は、計画書兼報告書等により、利用者ごとのサービスの利用状況等について、市長に報告しなければならない。

（派遣の除外等）

第10条 市長は、利用者又はその同居人が次の各号のいずれかに該当するときは、事業を実施しないものとする。

- (1) 感染性の疾患を有しているとき。
- (2) ヘルパーに対し暴行、脅迫等を行ったとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施が不相当と認められるとき。

（事務の調査）

第11条 市長は、事業の適正な実施を図るため、受託事業者が行う事務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講じるものとする。

（費用負担）

第12条 事業の利用を受けた利用者は、当該事業に要する費用として別表に掲げる利用負担額を、受託事業者に支払わなければならない。

（変更及び辞退の届出等）

第13条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに当該変更を市長に届け出なければならない。

2 利用者は、事業の利用を辞退するときは、速やかに奈良市エンゼルサポート事業利用辞退届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

3 利用者が利用負担額の支払を要する場合であって、前項の規定による辞退の届出を訪問支援予定日の前日の午後5時以後に行ったときは、利用者は、別表の利用負担額に予定派遣時間数を乗じて得た額を受託事業者に支払わなければならない。

（派遣の取消）

第14条 市長は、利用者が第3条の要件に該当しなくなったときは、当該利用者に係る利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、利用者に通知するものとする。

（秘密の保持等）

第15条 受託事業者及びヘルパーは、事業の実施に当たり利用者の人格を尊重し、かつ、その者に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。受託事業者においては市からの事業の委託の終了又は解除の後、ヘルパーにおいてはその職を退いた後も同様とする。

（関係機関との連携）

第16条 市及び受託事業者は、事業の実施に当たっては、関係機関と密接に連携を保ち、事業を円滑に実施するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

別表（第12条関係）

利用負担額

利用者の属する世帯	利用負担額 (1時間当たり)
生活保護世帯	無料
市区町村民税非課税世帯	無料
ひとり親世帯	無料
多子世帯	無料
上記以外の世帯	500円

備考 4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合においては、「市区町村民税非課税世帯」とあるのは「前年度分の市区町村民税非課税世帯」と読み替える。

(平成30年8月15日掲示済)

奈良市告示第487号

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱を次のように定める。

平成30年8月15日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的困難を抱える世帯等が、奈良市ファミリー・サポート・センター実施要綱(平成16年奈良市告示第448号。以下「実施要綱」という。)に基づく相互援助活動を受けた場合に、その利用料(実施要綱第8条第1項に規定する報酬をいう。以下同じ。)の一部を助成する奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業(以下「助成事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることにより、当該世帯等の負担の軽減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除くほか、実施要綱で使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 助成事業の対象となる依頼会員は、実施要綱第6条第1項の援助を受け、かつ、その者の属する世帯が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 申請日の属する年度(申請日が4月から6月までのときは、前年度)分の市区町村住民税非課税世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)であること。
- (2) 生活保護世帯であること。
- (3) 3人以上の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)を扶養する世帯(以下「多子世帯」という。)であること。
- (4) 奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)第4条第1項に規定する証明書の交付を受けている者又はそれに準ずる者として市長が認めた者である世帯(以下「ひとり親世帯」という。)であること。

(助成の申請)

第4条 助成事業を受けようとする依頼会員(以下「申請者」という。)は、奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 住民税非課税世帯 非課税証明書(申請日の属する年度分(申請日が4月から6月までのときは、前年度分))
- (2) 生活保護世帯 生活保護受給証明書
- (3) 多子世帯 世帯全員の住民票の写し
- (4) ひとり親世帯 児童扶養手当証書、奈良市ひとり親

家庭等医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第33号)第4条第1項に規定するひとり親家庭等医療費受給資格証又はひとり親世帯であることが分かる書類

2 前項の規定にかかわらず、同項各号の書類により証する事実が公簿等により確認することができるときは、本人の同意に基づいて、その公簿等により確認し、当該書類の添付を省略することができる。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成決定(却下)通知書(別記第2号様式)により助成の可否を申請者に通知するものとする。

(届出)

第6条 前条の規定により助成決定を受けた依頼会員(以下「助成会員」という。)は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、直ちに奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事由消滅届出書(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 助成事業を受ける必要がなくなったとき。
- 2 助成会員は、前項の届出を行ったときは、届出日の属する月の月末をもって助成を受ける資格を喪失するものとする。

(助成の期間)

第7条 助成事業の実施期間は、第5条の規定による助成決定の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、住民税非課税世帯のうち、助成決定の日の属する月が4月から6月までのときは、その日の属する年度の6月末日までとする。

(助成金の額等)

第8条 利用料の助成金の額(以下「助成利用料」という。)は、別表のとおりとし、1世帯ごとに1月当たり10時間の利用を限度とする。

2 実施要綱第8条第1項の規定にかかわらず、助成会員は、援助会員に対し当該援助終了後、実施要綱別表に定める報酬から助成利用料を控除した額を支払うものとする。この場合において、助成会員は、第5条の規定により助成決定を受けた旨の通知を当該援助会員に提示するものとする。

3 実施要綱第8条第2項に規定する実費及び同条第3項に規定する取消料は、助成事業の対象としない。

(助成内容の確認)

第9条 助成会員は、助成事業の対象となる援助を受けようとするときは、あらかじめセンターに連絡し、助成利用料及び利用の上限について確認するものとする。

(報告書の提出)

第10条 援助会員は、助成事業を伴う援助を行ったときは、当該援助の詳細を記載した報告書をセンターに提出するものとする。

(援助会員による助成利用料の請求)

第11条 援助会員は、助成事業を伴う援助を行ったときは、当該援助に対する助成利用料を請求書によりセンターに請求するものとする。
(助成の報告)

第12条 センターは、毎月10日までに、前月中に実施した助成事業の内容を奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実績報告書(別記第4号様式)により市長に報告するものとする。
(台帳の整備)

第13条 センターは、助成事業の実施に当たっては、奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成会員台帳(別記第5号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。
(助成金の返還)

第14条 偽りその他不正な行為により助成会員が第5条の規定による助成決定を受けたときは、市長は当該助成決定を取り消すことができる。

2 前項の規定により取消しを受けた助成会員は、既に助成事業の対象となる援助を受けているときは、速やかに援助会員に助成利用料に相当する額を支払わなければならない。

3 前項の規定により助成会員から助成利用料に相当する額を受け取った援助会員は、既にセンターからこれに係る助成利用料を受け取っているときは、速やかに当該受け取った助成利用料をセンターに返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則
この告示は、平成30年10月1日から施行する。

別表(第8条関係)

区分	助成利用料
対象児童1人目	1時間まで400円 1時間以降30分までごとに200円
対象児童2人目以降	1時間まで200円 1時間以降30分までごとに100円

備考 利用料は、援助会員が自宅を出発してから相互援助活動の終了後その自宅に到着するまでの時間をもって算定するものとする。

別記

第1号様式(第4条関係)

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 氏 名 ㊟

住 所 奈良市

電話番号

次のとおり奈良市ファミリー・サポート・センター利用料の助成を申請します。

区分	氏名	世帯主との続柄 世帯主	生年月日 年 月 日
世帯構成員			
事由 該当するものを選択			
<input type="checkbox"/> 市民税非課税世帯 <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 多子世帯			
奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事業実施要綱第3条の規定による対象世帯であることについて、奈良市において世帯の住民情報、世帯の市民税課税状況(所得の状況)、生活保護、児童扶養手当又はひとり親医療費の助成の有無を公簿等により確認することに同意します。			
※申請時の職取りによって、市が申請内容の審査のため必要と判断した方については、上記同意事項を確認の上、それぞれ記名押印してください。			
氏名	㊟	氏名	㊟
氏名	㊟	氏名	㊟

公簿等により確認できないときは、必要な書類の提出をお願いすることがあります。

第2号様式 (第5条関係)

年 月 日

様

奈良市長

印

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成決定(却下) 通知書

年 月 日付で申請がありました奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成について、次のとおり決定しましたので、通知します。

助成決定番号	第 号
決定区分	<input type="checkbox"/> 助成する (助成期間： 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 助成しない (理由)

第3号様式 (第6条関係)

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成事由消滅届

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 氏 名 印

住 所 奈良市

電話番号

奈良市ファミリー・サポート・センター利用料の助成について、次のとおり助成事由がなくなりまして届け出ます。

助成決定番号	第 号
消滅年月日	年 月 日
消滅理由	<input type="checkbox"/> 要件に該当しなくなったため。 (市民税非課税世帯・生活保護世帯・多子世帯・ひとり親世帯) <input type="checkbox"/> その他 ()

第4号様式 (第12条関係)

年 月 分 奈良市ファミリー・サポート・センター利用者助成事業実績報告書

No	依頼会員		援助会員		支援内容 コード、 番号	利用状況			利用時間			利用料 計	援助会員 への 支払額		
	会員 番号	氏名	会員 番号	氏名		月日	曜	時間	計	基本	基本外			複数 預かり	基本
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
合計															

第5号様式 (第13条関係)

年度 奈良市ファミリー・サポート・センター利用料助成会員台帳

No	助成決定 番号	会員番号	依頼会員 氏名	ふりがな	住所	決定 事由	申請日	助成 決定日	利用時間(年間)			援助会員 への 支払額
									基本	基本外	複数預かり 基本 基本外	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

(平成30年8月15日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年8月8日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

会計課

監査結果公表日 平成29年4月6日

(奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 平成30年6月12日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(1) 古紙等物品売買において、契約に従い、受注者は物品の引取りの都度計量し、1か月分を取りまとめ、翌月に市へ計量証明書を提出し、また、所管課は、受注者から計量証明書の提出を受けた後、納入通知書を発行していた。なお、計量は市職員の立会いもなく、受注者の施設において行われていた。</p> <p>計量は引取りごとに行っていることから、その都度調定を行い、納入通知書を発行するよう契約を見直されたい。また、市へ納入すべき金額の基礎となる計量値の重要性に鑑みて、市職員立会いの下で計量を行うか、市の施設において計量を行うよう改められたい。</p> <p>(2) 各課配布用として保管している領収書綴について、払出状況を管理するための記録簿は作成されているものの、所属長は受払状況の確認をしておらず、また、払出時に受領印も受けていなかった。</p> <p>保管している領収書綴は、内部統制上のリスクがあるため記録簿の見直しを行い、適正に管理されたい。</p>	<p>(1) 古紙等物品売買の計量については、受注者の施設において職員立会いの下計量を行いました。また、計量ごとに調定を行い納入通知書を発行するよう、平成29年10月から契約を見直しました。</p> <p>(2) 各課配布用として保管している領収書綴について、払出時には払出先の所属・氏名を記入し、会計課長は月末毎に受払状況の確認を行うよう記録簿の見直しを行いました。</p>

保護第一課（くらしと仕事支援室を含む。）

保護第二課

監査結果公表日 平成28年6月29日

(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成30年6月15日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(3) 生活保護総務費の切手類受払簿が、統一様式ではなく切手の額面ごとに作成されており、また、月末ごとに残高等の所属長の決裁を受けていなかった。切手類は、「切手等郵送料の取扱いについて」（平成23年3月4日付け奈総文第23号）で定められた統一様式を用い、適宜、切手類受払簿の記載内容と現物の確認を行った上で、決裁を行われたい。</p> <p>(4) 保護費の現金実査を行ったところ、保護費を保管するケースワーカーごとの袋の中に、被保護者から受領した過年度分の返納金等が戻入処理等をされずに残っていた。また、係長が管理している一時保管分の袋の中も同様であった。受領した現金は、速やかに戻入処理を行う等、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>(3) 監査の指摘を受けて、切手類受払簿の様式を統一様式に変更し、月末ごとに切手類受払簿の記載内容と現物の確認を行った上で、所属長の決裁を受けることとしました。</p> <p>(4) 指摘の対象となったケースワーカーごとの管理袋の過年度分の戻入金及び係長が管理している一時保管分の袋の中の戻入金については、戻入処理等を行いました。</p> <p>過年度の返納金等については、ケースワーカー管理とならないよう、係の管理袋により係長の管理の下で一時保管し、速やかに入金処理を行うよう改めました。</p>

リサイクル推進課

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成30年6月22日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>(2) 収集車両のバックミラー型モニター、カメラの取付け（車両修繕料）については、支出負担行為書を起票する前に発注されていた。支出負担行為書の起票は、地方自治法第232条の3及び奈良市会計規則第24条第1項の規定に則り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>(2) 平成29年度も平成28年度に引き続き、バックミラー型モニター、カメラの取付けを実施したが、発注前に施行起案、契約締結時に支出負担行為を起票し適正に事務を執行した。</p>

文化財課

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成30年6月22日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>史跡大安寺旧境内保存用地ほかの敷地内での配電用支持物及び電気通信線路設備の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、奈良市行政財産使用料条例第4条第2項の規定により、奈良市道路占用料に関する条例別表の規定を準用することとされている。しかし、国道での占用料の取扱いを定めた「道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行について」の一部改正通知に従い、支線の使用料を誤って免除する取扱いを行った事例が2件あった。適正な事務処理を行われない。</p>	<p>奈良市行政財産使用料条例に則り、支線の使用料について免除せず再計算し、その差額分を納入義務者に対して平成28年12月28日付けで納入通知を行い、平成29年2月1日及び同月13日付で収納確認しました。</p>

農政課 (旧農林課)

監査結果公表日 平成29年7月3日

(奈良市監査委員告示第12号)

措置結果通知日 平成30年7月2日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>奈良市農業研究会連合会育成補助金について、平成28年度の決算書等を査閲したところ、補助対象経費に補助事業完了後の平成29年4月6日に実施した視察費が含まれていたが、所管課は補助事業等実績報告書の審査結果において適切な執行と認めていた。</p> <p>当該補助金の視察費分については、補助対象とはならないため、奈良市補助金等交付規則第18条第1項第3号及び第19条第1項の規定により、交付決定の一部取消し及び返還命令を行われない。</p> <p>また、事業報告書の提出を受けてはいるが、補助金交付による効果を評価するには不十分な報告内容であった。</p> <p>補助金交付の効果がわかる事業報告を受けて、補助金の交付が適正であるかを判断されたい。</p>	<p>奈良市補助金等交付規則第18条第1項第3号及び第19条第1項の規定により、平成30年1月12日に交付決定の一部取消し及び返還命令を行い、同年2月6日に補助金の一部返還を確認しました。</p> <p>平成29年度から補助金の効果がわかる事業報告を受けて、適正な交付を図りました。</p>

農業委員会事務局

監査結果公表日 平成30年4月2日

(奈良市監査委員告示第4号)

措置結果通知日 平成30年7月4日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>現金実査を実施したところ、金種表に記載されている現金残高と実際の現金が一致していなかった。</p> <p>これは、金種表の記載誤りによるものであったが、このような状態では金種表と現金残高との照合、確認が行われているとはいえない。</p> <p>金種表については、作成する趣旨を踏まえた上で正確に記載し、現金を管理されたい。</p>	<p>金種表については、作成の趣旨を踏まえ、現金残高との照合、複数人での確認を徹底した上で正確に記載し、出納員の確認を受けるよう改めました。</p>

都祁行政センター地域振興課

監査結果公表日 平成28年12月27日

(奈良市監査委員告示第21号)

措置結果通知日 平成30年7月10日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>都祁交流センター敷地内での配電用支持物の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料について、申請書に電柱の本数の一部記載漏れがあり、また、支線の使用料を徴収していない事例があった。</p> <p>申請書の内容と実際の状況を確認の上、許可書を発行するとともに、適正な使用料の徴収を行われない。</p>	<p>都祁交流センター敷地内での配電用支持物の設置に対し、行政財産の目的外使用を許可する場合の使用料については、電柱、支柱及び支線について、申請者と現場確認を実施した上で、行政財産使用許可申請書に基づき許可書を発行するとともに、平成30年度から、適正に使用料の徴収を行いました。</p>

西部出張所住民課

監査結果公表日 平成30年1月19日

(奈良市監査委員告示第1号)

措置結果通知日 平成30年7月31日

【監査の結果】	【措置の内容】
<p>住民票写し手数料等の収入を、課内の金庫で保管した後、2日から3日後に指定金融機関に払い込んでいた事例が散見された。</p> <p>所管課作成の公金等取扱マニュアルに則り、翌日に払い込まれない。</p>	<p>住民票写し手数料等の収入について、公金等取扱マニュアルに則り、前開庁日の業務終了までに収納したものを調定し、速やかに指定金融機関に払い込むこととしました。</p>

(平成30年8月8日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第44号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年8月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備考
富雄川第7処理分区	学園中五丁目706番37	学園中五丁目706番98	①
佐保川第7処理分区	秋篠早月町240番3	秋篠早月町240番3	②
佐保川第7処理分区	富雄元町一丁目560番10	富雄元町一丁目560番23	③
南奈良第3処理分区	南京終町六丁目61番	南京終町六丁目64番1	④

3 公共汚水桝設置のうち、供用を開始する箇所

- 三条添川町229番1 (⑤)
- 紀寺町370番9 (⑥)
- 法蓮町985番7、他2筆の一部 (⑦)
- 朱雀四丁目1番21 (⑧)
- 芝辻町一丁目117番1 (⑨)
- あやめ池北町三丁目1112番17 (⑩)
- 法華寺町1277番8 (⑪)
- 南京終町六丁目597番7 (⑫)

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

す。

平成30年8月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年8月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
学園中五丁目、秋篠早月町、富雄元町一丁目、南京終町六丁目の各一部

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年8月1日掲示済)

奈良市企業局告示第45号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年8月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
葛城設備	山本 賢治	奈良県大和高田市東中二丁目10番5-1号	平成30年7月23日

(平成30年8月1日掲示済)

奈良市企業局告示第46号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成30年8月6日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年8月6日

奈良市公営企業管理者
池田 修

賦課対象区域（第1負担区）

高畑町の一部

賦課対象区域（第2負担区）

朝日町二丁目の一部

押熊町の一部

西九条町一丁目の一部

西九条町二丁目の一部

七条一丁目の一部

高畑町の一部

東九条町の一部

富雄北三丁目の一部

中町の一部

疋田町五丁目の一部

平松五丁目の一部

宝来町の一部

賦課対象区域（第3負担区）

法蓮町の一部

賦課対象区域（第4負担区）

秋篠町の一部

神殿町の一部

鹿野園町の一部

古市町の一部

(平成30年8月6日掲示済)

奈良市企業局管理規程第8号

地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年8月10日

奈良市公営企業管理者
池田 修

地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の一部を改正する規程

地方公営企業法第13条第1項に規定する管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程（昭和56年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和47年法律第292号」を「昭和27年法律第292号」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成30年8月10日揭示済)

奈良市企業局管理規程第9号

財産貸付料金設定規程を廃止する規程を次のように定める。

平成30年8月10日

奈良市公営企業管理者
池田 修

財産貸付料金設定規程を廃止する規程

財産貸付料金設定規程（昭和28年奈良市水道局管理規程第12号）は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成30年8月10日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第17号

平成30年8月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成30年8月15日

奈良市教育委員会
教育長 中室 雄俊

1 日 時

平成30年8月21日（火）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

(1) 平成30年度9月補正予算要求額について

(2) 平成31年度奈良市立一条高等学校入学者選抜実施要項について

議事

議案第24号 平成30年度奈良市教育委員会施策評価報告書（平成29年度教育委員会活動の点検・評価報告）について

議案第25号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について

議案第26号 平成31年度奈良市立幼稚園園児募集要項について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育総務課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成30年8月15日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第12号

奈良市農業委員会平成30年8月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年8月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日 時

平成30年8月14日（火） 午後1時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（7月専決処理分）

(3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(4) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について

(5) 知事許可について（7月許可分）

・農政に関する事務関係

(1) 遊休農地解消モデル事業の実施について

(平成30年8月7日揭示済)